

# 石垣市国民保護計画

—資料編—

令和元年 1 2 月

石 垣 市

平成 25 年 3 月 作成  
令和 元年 12 月 改正

# 目 次

1	関係機関の連絡先	1
	(1) 国の関係出先機関	1
	(2) 県関係機関（県警察含む）	1
	(3) 関係市町（消防含む）	1
2	関係機関との協定一覧	2
3	国民保護関係条例等	4
	(1) 石垣市国民保護協議会条例	4
	(2) 石垣市国民保護協議会運営要綱	5
	(3) 石垣市国民保護対策本部及び石垣市緊急対処事態対策本部条例	6
4	様式関係（第1号～第5号）	7

# 1 関係機関の連絡先

## (1) 国の関係出先機関

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
石垣島地方気象台	石垣市字登野城428番地	82-2170	82-2158
石垣海上保安部	石垣市浜崎町1丁目1番地8	83-0118	83-0135
石垣航空基地	石垣市字盛山222番地282	86-8511	86-8989
石垣港湾事務所	石垣市美崎町1番地10	82-4740	83-8760
陸上自衛隊第15旅団	那覇市鏡水679	098-857-1155	098-857-1185

## (2) 県関係機関

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
八重山事務所総務課	石垣市字真栄里438番地1	82-3040	82-3760
八重山保健所	石垣市字真栄里438番地	82-3240	83-0474
八重山土木事務所	石垣市字真栄里438番地1	82-2217	82-1954
八重山病院	石垣市字真栄里584番地1	83-2525	82-1742
八重山警察署	石垣市字登野城894番地1	82-0110	83-3100

## (3) 関係市町（消防含む）

市町村名	担当課	所在地	電話 番号	F A X 番号	県ネットワーク
石垣市	総務部総務課	石垣市美崎町14番地	82-1216	83-1427	6-710-9011
竹富町	総務課	石垣市美崎町11番地1	82-6191	82-6199	6-711-9011
与那国町	総務財政課	与那国町字与那国 129番地	87-2241	87-2079	6-712-9011
石垣市 消防本部	警防課	石垣市字真栄里 668番地	82-0119	83-8759	6-730-9011

## 2 関係機関との協定一覧

協定名称	締結日	協定先	協定内容
災害防災情報等の放送に関する協定	H20.6.6 (※1 H31.3.27 解除)	(有) 石垣コミュニ ティエフエム	災害防災情報等の放送
緊急情報割込放送の実施に関する協定	H23.4.7	〃	緊急時の割込放送
災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	H23.9.15	イオン琉球 (株)	店舗内の食料・生活物資等の提供等
災害に係る情報発信等に関する協定	H24.10.16	ヤフー (株)	情報発信等に係る協力
災害時における応急対策の協力に関する協定	H25.1.22	(一社) 沖縄県建設 業協会八重山支部	公共施設の機能確保、緊急を要する公共施設の 応急復旧作業等
災害用特設電話の設置 利用に関する協定	H26.4.22	西日本電信電話 (株) 沖縄支店	被災者の通信の確保
災害時の情報交換及び 応援に関する協定	H27.1.26	内閣府沖縄総合事務 局	迅速かつ円滑な災害対 策の実施に必要な各種 情報の交換
災害時におけるLPガス 等の供給協力に関する 協定	H27.8.19	(一社) 沖縄高圧ガ ス保安協会LPガス 部会八重山支部	避難所等へのLPガスの 供給
災害時における応急復 旧活動等の協力に関する 協定	H27.10.29	(一社) 沖縄県電 気・管工事協会八重 山支部	公共施設等の応急復旧 活動等
		八重山電気工事業協 同組合	
		石垣管工事業協同 組合	
津波時における旧空港 敷地内を一時避難場所 へ通じる避難路として 使用に関する協定	H29.1.25	沖縄総合事務局八重 山財務出張所	旧空港跡地内の所有す る土地の使用
		沖縄県	
		新県立八重山病院建 設工事施行協力会	
災害時における仮設ト イレの設置に関する協 定	H29.6.9	(有) 岡崎建機	仮設トイレの設置
		クリスタルベイ・ト ーケン	
		(株) 双葉建機	

協定名称	締結日	協定先	協定内容
災害時におけるし尿収集運搬に関する協定	H29.6.9	水質管理サービス(有)	し尿の収集運搬
		浄環企画	
		(有)パラダイスアメニティ	
		(有)八拳警備保障	
		サンケー浄化槽	
		(有)先島メンテナンス	
災害時の放送等伝達に関する協定	H30.3.1	石垣ケーブルテレビ(株)	災害緊急放送の要請
災害時における飲料の提供等に関する協定書	H30.5.2	(有)しらみず開発	飲料の提供
災害防災情報等の放送及び配信に関する協定	H31.3.27	(有)石垣コミュニティーエフエム	災害防災情報等の放送及び配信

※1 H31.3.27「災害防災情報等の放送及び配信に関する協定災害防災情報等の放送及び配信に関する協定」締結のため、H20.6.6締結の協定を解除するものとする。

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、石垣市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事30人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱、又は任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 石垣市国民保護協議会運営要綱

令和元年5月17日  
石垣市告示第104号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、石垣市国民保護協議会条例（平成22年石垣市条例第17号）第7条の規定に基づき、石垣市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

### (会議)

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 会議は、委員（次項の規定により代理出席した者を含む。以下同じ。）の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会長は、委員が欠席の場合、当該委員の代理者の出席を認めることができる。ただし、当該委員と同一の機関に属する者で当該委員が指名する者とする。

### (会議の公開)

第3条 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、協議会の議決により会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

- (1) 石垣市情報公開条例（平成13年石垣市条例第23号）第7条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

### (報酬及び費用弁償)

第4条 委員の報酬及び費用弁償については、石垣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年石垣市条例第70号）別表に掲げる法又は条例による審議会等の委員に委嘱された者に準じて支払うものとする。

### (庶務)

第5条 協議会の庶務は、総務部防災危機管理室において処理する。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。



(設置)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に基づく国民保護計画の見直しに関し、その改訂案を検討するため、石垣市国民保護計画庁内検討委員会(以下「庁内検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内検討委員会は、次に掲げる事項について調査し、検討する。

- (1) 石垣市国民保護計画の改訂案の内容に関し、庁内における調査及び検討を行う。
- (2) その他石垣市国民保護計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 庁内検討委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 庁内検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は副市長、副委員長は総務部長をもって充てる。
- 3 委員長は、庁内検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長を務める。

- 2 委員が出席できない場合、代理の者を出席させることができる。
- 3 庁内検討委員会は、委員又はその代理の者の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 庁内検討委員会の庶務は、総務部防災危機管理室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

副市長	委員長
総務部長	副委員長
教育長	委員
企画部長	〃
市民保健部長	〃
福祉部長	〃
農林水産部長	〃
建設部長	〃
教育部長	〃
水道部長	〃
消防長	〃
会計管理者	〃
総務部総務課長	〃
財政課長	〃
企画政策課長	〃
港湾課長	〃
施設管理課長	〃
警防課長	〃

石垣市国民保護対策本部及び石垣市緊急対処事態対策本部条例

平成22年12月20日  
条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、石垣市国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)及び石垣市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。
- 2 国民保護対策本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。
  - 3 国民保護対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け国民保護対策本部の事務に従事する。
  - 4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
  - 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

- 第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。
- 2 本部長は、法第28条第6項の規定より、国の職員その他市の職員以外のものを会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

- 第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
  - 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
  - 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

- 第5条 国民保護対策本部の現地対策本部(以下「現地対策本部」という。)に、現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し、必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、石垣市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（           年           月           日           時           分           ）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年           月           日
④男女の別	男                           女
⑤住所（郵便番号を含む）	
⑥国籍	日本           その他（                           ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負傷                           非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者から照会に対する回答又は公表することについて、同意するか同かを○で囲んで下さい。	同意する  同意しない
<b>※備考</b>	

- ① 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の移行に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- ② 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- ③ 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
- ④ 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
※備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分に留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することもあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑩の同意者の氏名		連絡先	
同意回答者の住所		続柄	

（注5） ⑩の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。



安 否 情 報 照 会 書

年 月 日	
総務大臣 （知事） 殿 （市長）	
申 請 者 住所（居所） 氏 名	
下記の者について、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。	
照会をする理由 （○をつけてください。）③の場合、理由を記入願います。	①被災者の親族又は同居者であるため。 ②被紹介者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③その他 （ ）
備 考	
被災者を特定するために必要な事項	氏 名
	フ リ ガ ナ
	出 生 の 年 月 日
	男 女 の 別
	住 所
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る）
	その他個人を識別するための情報
※ 申 請 者 の 確 認	
※ 備 考	

- 備考
- 1 この様式の大きさは、日本工業規格A4とします
  - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います
  - 4 ※印の欄には記入しないで下さい

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日

殿

総務大臣  
(知事)  
(市長)

年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。

避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被照会者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る)	
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷者又は疾病の状況	
	連絡先その他必要事項	

- 備考
- この様式の大きさは、日本工業規格A4とします
  - 「避難住民に該当するか否かの別」の欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「部直攻撃災害により死亡又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
  - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います
  - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」の欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
  - 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。